

今後の不登校施策に関する有識者等会議  
第5回会議

令和6年10月25日（金）  
10時00分 JPタワー名古屋

○ 前回いただいたご意見等

1 「Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携」について

(1) 民間団体（施設）との連携

(2) 公的機関との連携

(3) Ⅲの柱全体のまとめ

2 総括に向けて

○ その他有効な不登校児童生徒支援

3 その他

○ 諸連絡

# 第5回

今後の不登校施策に関する  
有識者等会議

## Ⅱ 多様な教育機会の確保／Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

委員の皆様からいただいたご意見等

### Ⅱ 多様な教育機会の確保

#### なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携

##### <学校と専門機関等をつなぐコーディネーターとしての役割>

- ・応援委員会がだんだん定着してきていると感じる。小学校段階で早期介入できる体制を整えることが今後の課題。小学校でのSC拡充など支援体制を今より手厚くすべき。
- ・SSWの専門的な支援が必要なケースが増えてきている。SSWの存在周知と連携強化を。

##### <外国にルーツをもつ児童生徒等への支援の充実>

- ・個々に適した支援が提供できるように教育委員会全体での体制づくりが必要。
- ・言葉の壁や文化的な違いによってアンケート内容が正確に理解されず、困難な状況を把握しづらいケースもある。適切な対応が必要である。
- ・保護者も課題を抱えている可能性が高い。保護者の支援も同時に考えていくことが必要。

#### 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援

##### <訪問相談、対面指導の継続>

##### <自宅から外へ出ることが難しい児童生徒への支援の充実>

- ・訪問相談、アウトリーチ支援については、学校がどのように情報を共有し、協力して支援を進めるかが課題である。
- ・教員の認知度が低い中、保護者はさらに認知度が低いのではないか。支援体制を知らず利用できないケースもあるため、もっと周知が必要であると感じる。
- ・現場で迅速に判断し行動する必要のある訪問支援者へのサポートが必要。

#### Ⅱの柱全体について

- ・子どもは必ずしも右肩上がりに成長していく訳ではない。成長を支えるためには、支援側の連携がとても重要。
- ・環境整備や専門的な知識をもつ人材の配置が重要。現実的な支援体制の整備を。
- ・子どもが場所や方法を選ぶためには、ルールが柔軟に運用される必要がある。
- ・社会的自立は、子どもたちにとって一つのゴールであるが、その形は一人一人異なる。子ども一人一人に合わせた支援が重要。
- ・単発で終わるのではなく、次の支援につなげていくことが重要。

### Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

#### 保護者への支援

##### <総合相談窓口の整備>

- ・現状ワンストップの対応には至っていない。有機的に窓口同士が連携できる仕組みが大切。

##### <保護者交流の場づくり>

- ・しっかりとした体制を整えてから実施しないと結果的に逆効果になる可能性もある。
- ・保護者同士が支え合えるきっかけになる。こうした場をしっかりと設け、更に専門家のサポートを受けられる体制に整えてほしい。
- ・前向きな話題で元気になれることも大事だが、ネガティブな感情を安心して出せる場所も大切である。

#### 【なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携】

前の方策の取組を継続するとともに、更なる連携が進められるよう支援体制を整える。外国にルーツをもつ児童生徒等を含めて、特に低年齢の子どもへの働き掛けや将来設計を見据えた関わりなど、保護者への支援も含めた個々に適した支援の充実を図る。

#### 【訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援】

訪問相談、対面指導の取組を継続する。  
家庭訪問型相談支援事業、重層的支援体制整備事業など、様々な機関が実施するアウトリーチ支援につなげる。

#### 【Ⅱの柱全体について】

社会的自立は一人一人異なる。子ども一人一人に合わせた支援をしていく。  
単発ではなく、次の支援につなげていく支援側の連携や環境整備、人材配置など支援体制の整備を進める。

#### 【保護者への支援】

ワンストップ対応となるような総合相談窓口の整備を進める。  
保護者同士が情報交換を行ったり、不安や悩みを共有したりすることができる場づくりを行い、児童生徒にとって最も身近な支援者である保護者をサポートする。

主催 名古屋市教育支援センター  
公益財団法人 ども教育支援財団

令和6年度  
**保護者向け教育講演会**  
～不登校児童生徒との関わり方～

参加費 **無料**

第一部：不登校を経験した現役高校生の体験発表  
第二部：講演会

講師：田原 俊司先生  
玉川大学名誉教授・東京経営短期大学特任教授  
公益財団法人ども教育支援財団ディレクター



終了後



**16人**の方が参加 16:05～16:50



## グランドルール

安心して話せる場を **みなさんで**つくりましょう

- 大切にしよう ここに居る人も 居ない人も  
→ お互いの批判はしない。愚痴の言い合いで終わらない。
- よく聴こう 他者の声も 自分の声も  
→ 一人が多くしゃべり過ぎない。話したくないことは話さなくてもOK。
- 守りましょう 互いの個人情報は  
→ 交流の場で知り得た個人情報の保護に努める。

日時 令和6年度 **10月5日(土)** 13:45～16:00  
(13:30開場)

定員 100名程度

会場 名古屋市教育館 第1・第2・第3研修室  
〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番4号

後援 愛知県教育委員会、愛知県教育振興会、中日新聞社

お申し込み方法 下記のいずれかの方法でお申し込みください

◆ 電話で申し込む  
(公財)ども教育支援財団名古屋分室(東京大志学園 名古屋校)までお電話ください  
TEL: 052-462-8081 (平日9:00～17:00)

◆ 右記二次元コードより申し込む

◆ 東京大志学園 名古屋校のHPから申し込む  
[https://tokyo-taishi.net/news\\_nagoya/event\\_nagoya/46359](https://tokyo-taishi.net/news_nagoya/event_nagoya/46359)

申し込み用二次元コード



※ 当日、午前11時の時点で名古屋市に暴風警報が発令されている場合は開催を中止いたします。

### <感想>

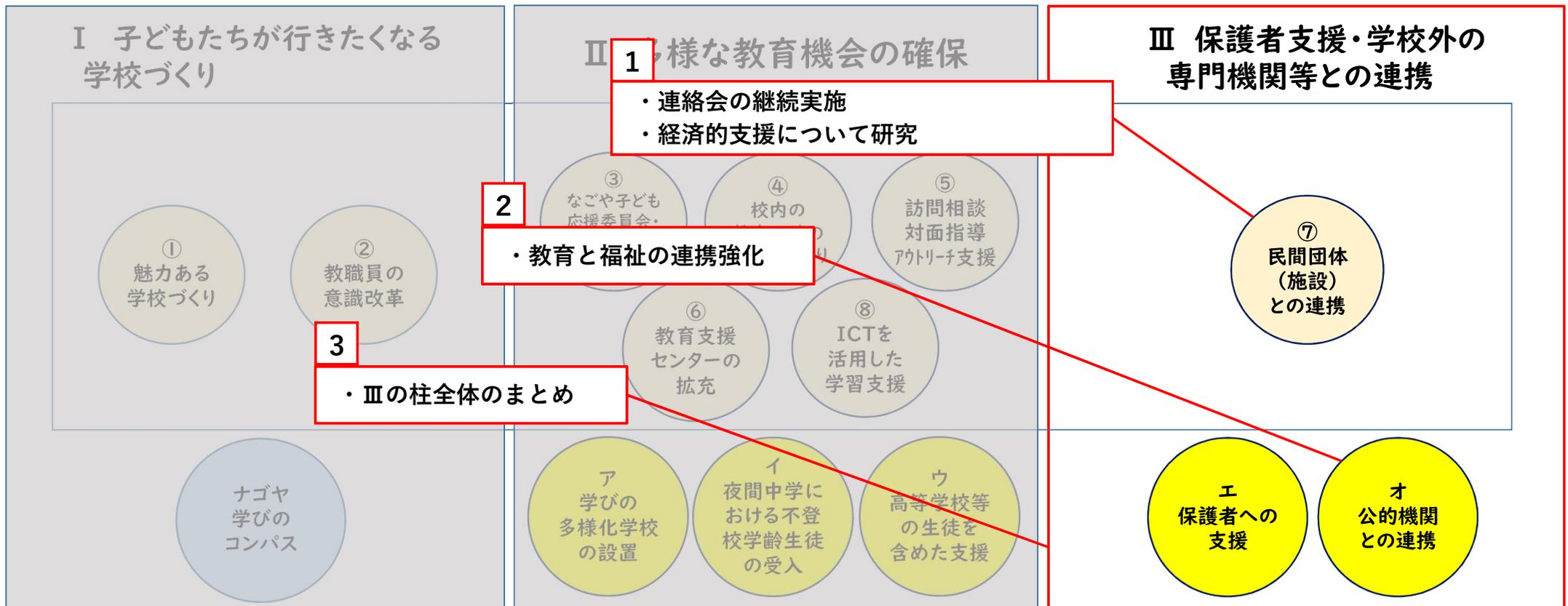
- みなさんと交流を通して**気持ちを分かり合えた**
- 全てが解決するわけではないが、**少し気持ちが楽になった**
- 悩んでいるのは**一人ではない**、という**実感**がもてた
- 一人ではないことの**安心感**、**勇気**をもらった

### <今後に関すること>

- ◇ オンラインではなく、**直接対面で話し合うことの大切さ**を感じた
- ◇ また交流会に参加したい
- ◇ また開いていただけるとうれしい
- ◇ もう少し時間があればよかった

# Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

「児童生徒一人一人の思いや願いを尊重し、全ての児童生徒に**多様な学びの場を確保**すること」  
「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて**社会的に自立**できること」を目指す



# Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

## 民間団体（施設）との連携

- ・連絡会の継続実施
- ・経済的支援について研究



国が示している（試案）に準拠したもの

### R4.3 名古屋市教育委員会 「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策」

#### 民間団体（施設）との連携

○ 民間団体（施設）と教育委員会及び学校の連携を進めます

「名古屋市教育委員会及び名古屋市立学校が連携する民間団体（施設）についてのガイドライン」を策定します。

民間団体（施設）と教育委員会及び学校の情報交換を進めます。

連携の具体的な内容について、必要とする児童生徒、保護者、市民、学校、関係機関等に示します。また、本市の児童生徒が指導を受けたり相談を受けたりした実績のある民間団体（施設）の情報を、必要とする児童生徒、保護者へ提供します。

民間団体（施設）に指導を受けたり相談したりした場合の指導要録上の出席扱いや学習評価について、児童生徒、保護者、学校、関係機関等に周知します。



市HPにて、民間団体（施設）連絡会についての情報を掲載。  
連絡会に参加した団体（施設）の住所・電話番号・HP等URLなどの一覧も掲載。

民間団体（施設）	住所	電話番号	HP
アート内閣	〒472-0122 名古屋市東区4-4-1	052-939-0916	http://www.art-cabinet.com
名古屋文化芸術センター	〒460-0001 名古屋市中区3-1-1	052-231-1111	http://www.ncc.or.jp
名古屋大学	〒466-8601 名古屋市中区4-1-1	052-789-1111	http://www.nagoya-u.ac.jp

- ケースA 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合
- ケースB 学校外の公的機関において相談・指導を受けている場合
- ケースC 学校外の民間団体（施設）において相談・指導を受けている場合**
- ケースD 別室登校している場合
- ケースE 校内の教室以外の居場所を利用している場合

#### 【連絡会】

- R5.8.23 オンライン開催
- R6.8.21 対面及びオンライン開催



#### <基本理念>

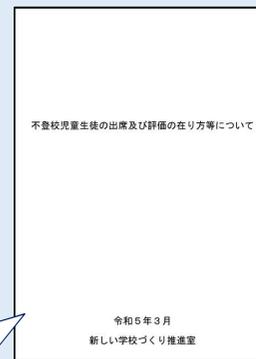
不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、不登校児童生徒を支援する民間団体（施設）と教育関係機関が相互理解を深め、連携強化を図る。

#### <対象者>

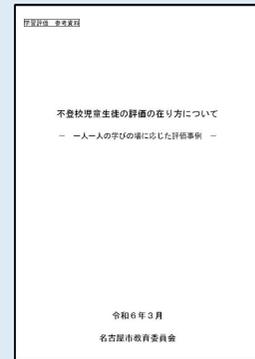
本会の基本理念に賛同する各不登校児童生徒を支援する民間団体（施設）の関係者

#### <内容>

- 「名古屋市教育委員会の不登校支援の取組紹介」
- 「民間団体（施設）紹介・情報交換」
- 「テーマ別グループ協議」



R5.3 不登校児童生徒の出席及び評価の在り方等について



R6.3 学習評価 参考資料 不登校児童生徒の評価の在り方について

### Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

#### 民間団体（施設）との連携

- ・連絡会の継続実施
- ・経済的支援について研究

<令和6年度 不登校児童生徒を支援する民間団体（施設）連絡会>

令和6年8月21日（水） 名古屋市教育館

- ① 市教委から「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策（8つの方策）」説明
- ② 民間団体（施設）紹介・情報交換
- ③ 「安全・安心な居場所となるように、大切にしていることや工夫していること」

- 民間団体（施設）の声を学校に伝達
- 参加した団体を一覧にして、名古屋市のHP「不登校児童生徒支援サイト」に掲載



#### 【参加者の声】

- 子どもたちが「やろう」と決めたことに取り組むことができるようにしている。
- 異年齢で、協働的な学びに取り組んだり、お祭りイベント等に参加するか、参加するならどう取り組むかなどを自分たちで対話をしながら検討したりする経験を通して、自己肯定感を高めることができるようにしている。その結果、学校に行ってみようと思う子どももいれば、もっと学習したいと思う子どももいる。
- 学校内だけでなく、民間にも頼ってもらえる機会になるとよいと思います。子ども支援としては、同じ方向を向いていると感じるため、一緒にチームになれるとうれしく思います
- 困っている子ども達の特性やその支援方法を学校と民間の支援団体と一緒に考えて同じ方向で支援できる協力体制が必要だと思っています。



不登校児童生徒を取り残すことなく、一人一人の児童生徒が社会的自立に向けて成長していけるようにするためには、教育委員会及び学校と民間団体（施設）との連携は大切である。

連携のための相互理解が進められるよう連絡会は継続していく。



#### 今後の連携の方向性

- ・ 教育委員会と民間団体（施設）が相互理解を深める中で、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を進める。
- ・ 学校と民間団体（施設）が子どもを中心に据えて、連携して支援にあたることができるようにする。

### Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

#### 民間団体（施設）との連携

- ・連絡会の継続実施
- ・経済的支援について研究

#### 国の動向 <経済的支援について>

##### 初等中等教育局中学校課長通知（義務教育） 平成5年3月19日

指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

##### 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 平成28年12月14日

Ⅵ その他 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

##### 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針 平成29年3月31日

- ② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保  
(オ) 経済的支援

特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

##### 小学校学習指導要領解説（※中学校学習指導要領解説にも同様の内容記載） 平成29年6月

第4節 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導（略）

さらに、不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である

#### 名古屋市の現状

- 学校外の教育支援センター、民間団体（施設）を利用する児童生徒のうち、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度を適用（自己申告制）

### Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

#### 民間団体（施設）との連携

- ・連絡会の継続実施
- ・経済的支援について研究

#### 経済的支援について

	保護者への直接支援	設置者への支援
支援対象・対象経費	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体（施設） 通所費</li> <li>・民間団体（施設） 授業料 (体験活動の活動費等)</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体（施設）の運営費等 支援体制や整備に係る経費 教材や体験活動に係る経費等</li> </ul>
利点	・直接的な保護者負担軽減につながる	・保護者の申請手続負担がない
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体（施設）の認証方法</li> <li>・利用実績の確認方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体（施設）の認証方法※</li> <li>・保護者の負担軽減につながるかが不明</li> </ul>

※ 憲法第89条との関係に留意

憲法第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

※ 「公の支配に属するといひますのは、その会計、人事等につきまして国あるいは地方公共団体の特別の監督関係のもとにおかれているということの意味するわけでございます。」  
(平成5年2月23日参議院文教委員会 内閣法制局長官答弁)

### Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

#### 民間団体（施設）との連携

- ・連絡会の継続実施
- ・経済的支援について研究

#### 指定都市の現状

20政令市中 5市で実施 (R6.7現在)

- 札幌市（こども未来局）  
→ 設置者補助
- 千葉市（教育委員会）  
→ 保護者補助（通所費・活動費）※1  
設置者補助
- 川崎市（総合教育センター、こども未来局）  
→ 保護者補助（通学費・活動費）※1
- 大阪市（こども青少年局）  
→ 保護者補助（習い事・塾代）※2
- 神戸市（福祉局）  
→ 保護者補助（通所費）※1

- ※1 保護者補助について、千葉市・川崎市は就学援助受給者、神戸市は生活保護受給者を対象。
- ※2 大阪市は対象を不登校児童生徒に限定しており、かつR6.10より所得制限撤廃。



図の引用：指定都市市長会HP

#### 愛知県内市町村

- 大府市  
→ 保護者補助（授業料）  
月額上限2万円
- みよし市  
→ 保護者補助（市外フリースクールへの交通費）  
月額上限1万円

#### その他

- 都道府県  
東京都（生活文化スポーツ局・子供政策連携室）が保護者補助（授業料）を実施（月額上限2万円）  
その他、茨城県・栃木県・滋賀県が保護者補助を実施  
茨城県・群馬県・神奈川県・長野県・鳥取県・福岡県が設置者補助を実施
- 県外他市町村  
つくば市、鎌倉市、上越市、滋賀県内の複数市が設置者補助もしくは保護者補助を実施

他都市の状況等、引き続き情報を集め、調査・研究していく

### Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

#### 民間団体（施設）との連携

- ・ 連絡会の継続実施
- ・ 経済的支援について研究

- 相互理解を深める連絡会を継続していく中で、教育委員会及び学校と民間団体（施設）が子どもを中心に据えて、連携して支援にあたることができるようにする。
- 経済的支援については、他都市の状況等、引き続き情報を集めるとともに、当会議での議論も基に調査・研究していく。

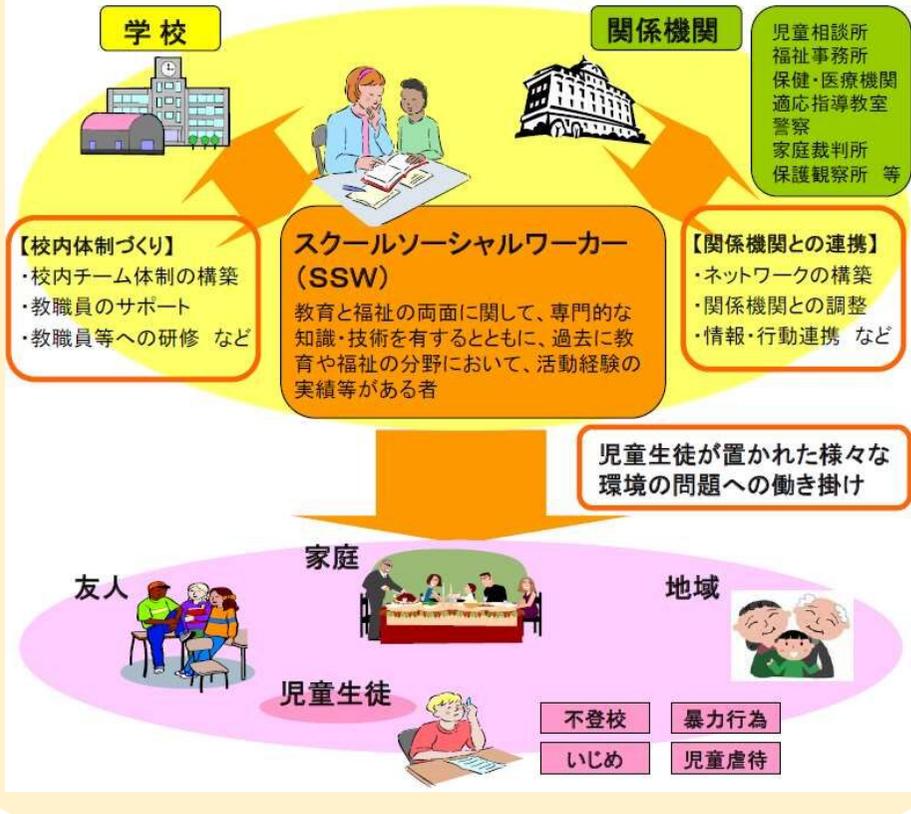
# Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

## 公的機関との連携

・教育と福祉の連携強化

### スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業【文部科学省】

- 問題行動等の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っている。そのため、
  - ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
  - ② 児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)に働き掛けること等が求められている。



## 名古屋市の現状 (SSW)

### 子ども応援委員会



### 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」

- 「スクールソーシャルワーカーの職務内容等」
- 1 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
  - 2 **関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整**
  - 3 学校内におけるチーム体制の構築、支援
  - 4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
  - 5 教職員等への研修活動 等

### <連携先の主な関係機関>

- 家庭訪問型相談支援事業所
- 区役所 (社会福祉事務所含む)
- 児童相談所
- 相談支援事業所
- 放課後デイサービス
- 医療機関
- 障害者基幹相談支援センター
- 子ども若者総合相談センター
- 社会福祉協議会 等



- SSWは、制度や法律を活用して、子どもと子どもを取り巻く環境に働き掛け、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて、家庭・学校・地域を橋渡しするなどして支援している。
- 心理に関する専門職であるSCなど、他の専門職とともに、それぞれがもつ専門性の違いと機能について理解を深め、役割分担や協働しながら対応に当たっている。

# III 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

## 公的機関との連携

・教育と福祉の連携強化

### 名古屋市の現状（学校福祉専門員）

#### 「学校福祉専門員」とは？

- 児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐため、「スクリーニング会議等の運営」「支援検討の際の助言」「区役所等関係機関との支援に必要な連携」等を行う。
- 【医療職】【福祉職】【心理職】で1つのグループを編成。  
区ごとに担当グループを設定。



定期的に学校に訪問

スクリーニング実施校（R6年度）  
小学校65校・中学校10校

#### 「学校福祉専門員」によるサポート

##### スクリーニングに関するサポート

- ▶ 校内説明会
- ▶ スクリーニングシートの入力補助
- ▶ 会議の運営
- ▶ 新しい学校づくり推進課や  
応援委員会、区役所との調整
- ▶ 会議で決定した支援の進捗確認

##### 日常的な支援に関するサポート

- ▶ 定例会への参加
- ▶ 学校生活アンケート(WEBQU)に関する分析
- ▶ 直接的な支援(カウンセリング等)を除く支援
  - 1) 行動観察
  - 2) 教職員の相談
  - 3) **区役所等関係機関との情報共有**

学校のニーズに合わせて活動

#### 「スクリーニング」

対象：在籍するすべての児童生徒

目的：児童虐待やいじめ、貧困問題等、子どもたちが抱える問題に気づき、支援に結び付ける。

方法：子どもに関する共通の指標（出席日数・学習状況・WEBQU等）に基づいて、迅速な識別を行う。

#### 支援事例『外国にルーツをもつ、不登校傾向の児童について』

小学校においてスクリーニング会議を実施。外国にルーツをもち、欠席や遅刻の多い児童について、児童の行動観察等も踏まえて、学校福祉専門員がアセスメントを行い、児童は家庭に起因する課題を抱えていると総合的に判断。方針として行政との連携を会議で決定した。

その後、区役所職員や子ども応援委員会SSWも参加する「校内チーム会議」※を実施。学校福祉専門員によるアセスメントも踏まえ、虐待のリスクが懸念されるケースとして区で対応することになった。

区と連携した支援の結果、児童の生活リズムも改善し、欠席や遅刻も減少していった。

（※詳細は次スライド参照）



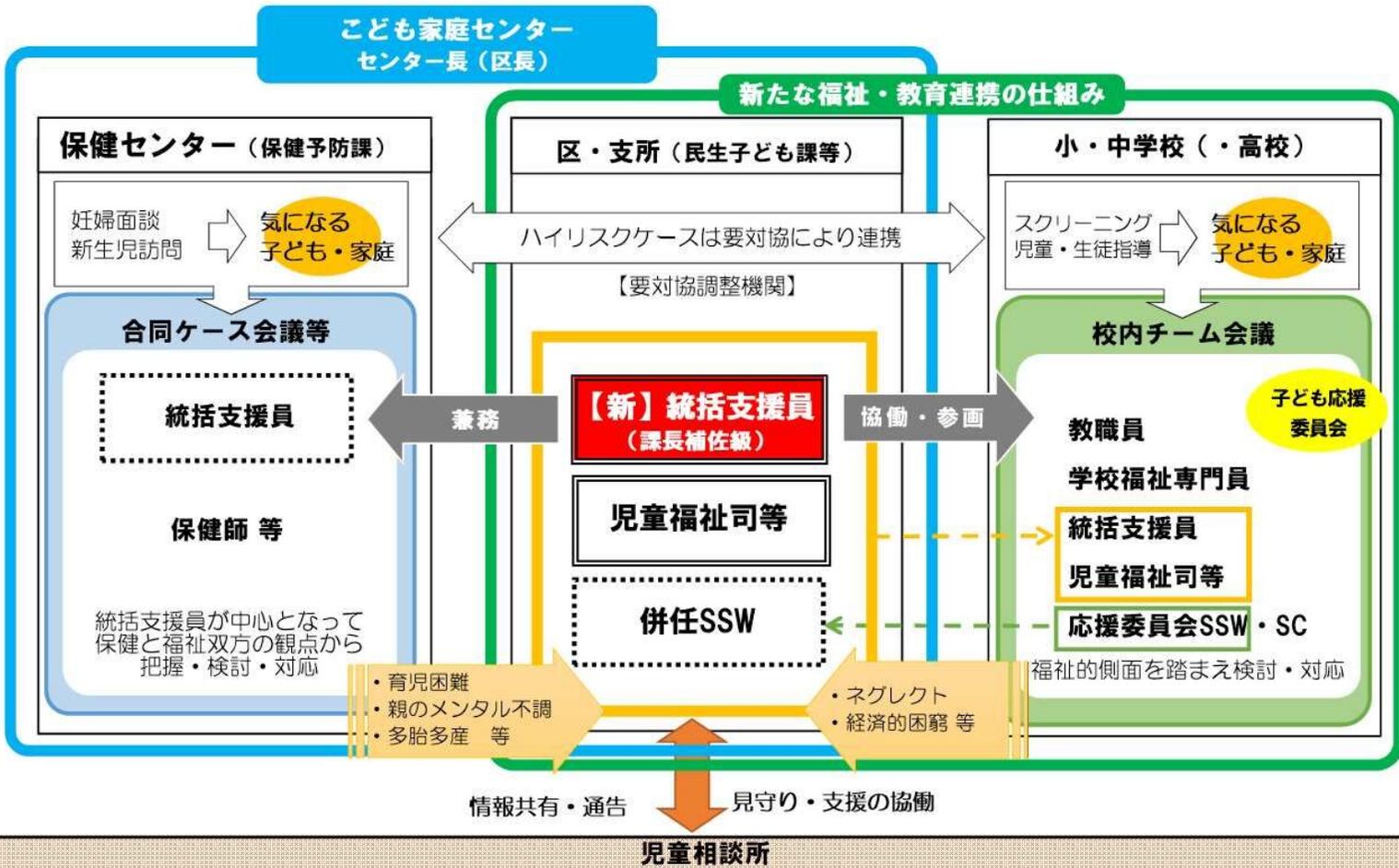
- 関係機関とつなぐ役割を担う「学校福祉専門員」は、学校や子ども応援委員会、区役所と連携しながらアセスメントを行うとともに様々な取組をサポートしている。

# Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

## 公的機関との連携

・教育と福祉の連携強化

(名古屋版) こども家庭センター ～福祉・保健・教育のさらなる連携～



- 児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から区役所・支所を「こども家庭センター」と順次位置付ける。
- こども家庭センターは、妊娠期から学齢期までの子どもや家庭を対象に、福祉・保健・教育の各分野と連携した支援を行う役割を担う。
- 区役所はスクリーニングに参加し、心配な子どもや家庭について、学校と一緒に対応を検討し、積極的に連携・協働しながら福祉的支援を行う。

子ども青少年局 (区・支所民生子ども課等)

### 教育と福祉の連携による支援の充実

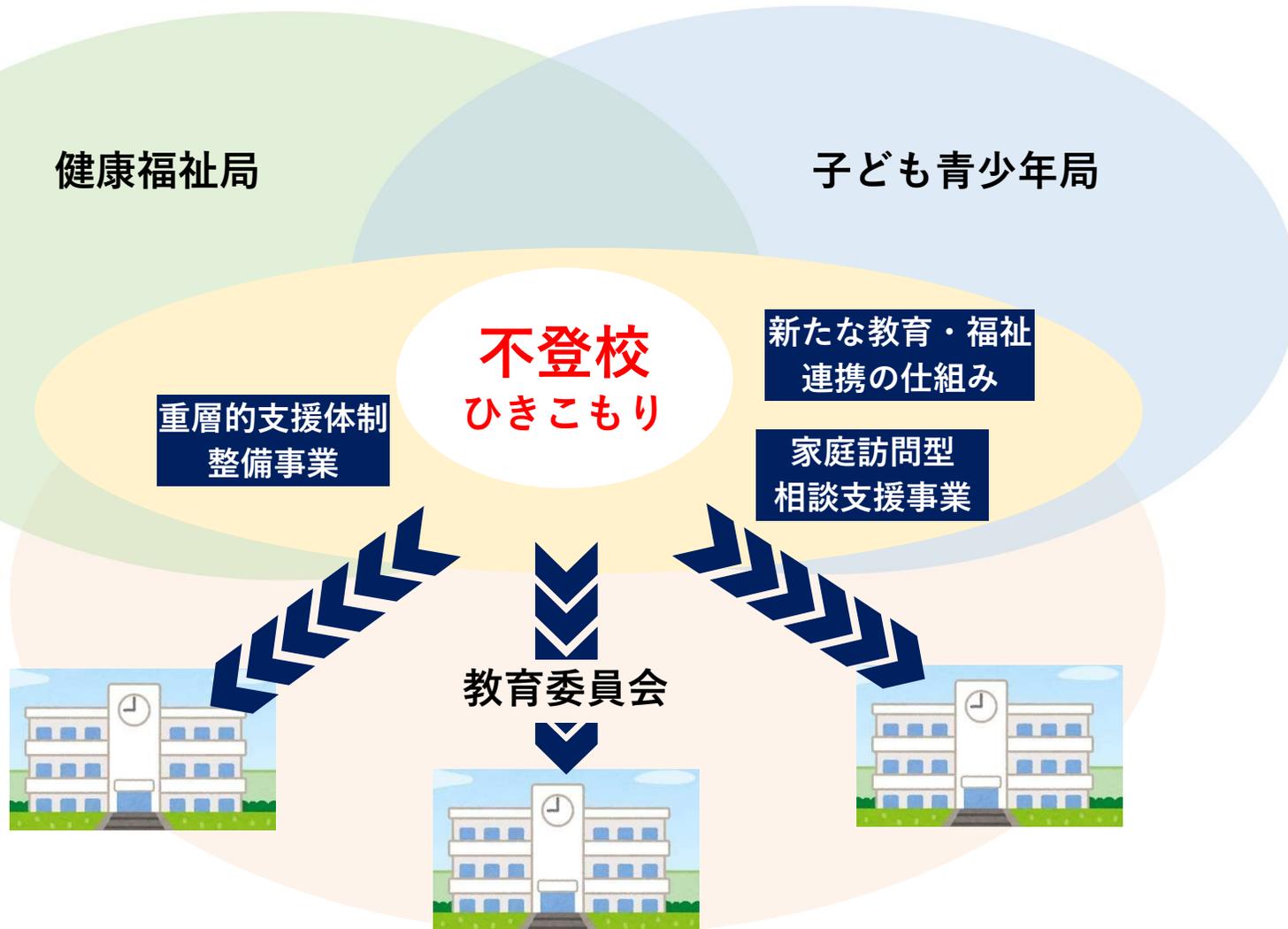
教育委員会

- 教育と福祉が連携して、生きづらさを抱える子どもを支援するため、子ども応援委員会職員 (SSW) の全区・支所への併任を実施。
- 子どもの置かれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなげるため、スクリーニングを実施するとともに、学校福祉専門員を配置することにより、区役所等関係機関との支援に必要な連携等を実施。

### Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

#### 公的機関との連携

・教育と福祉の連携強化



## Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

### 公的機関との連携

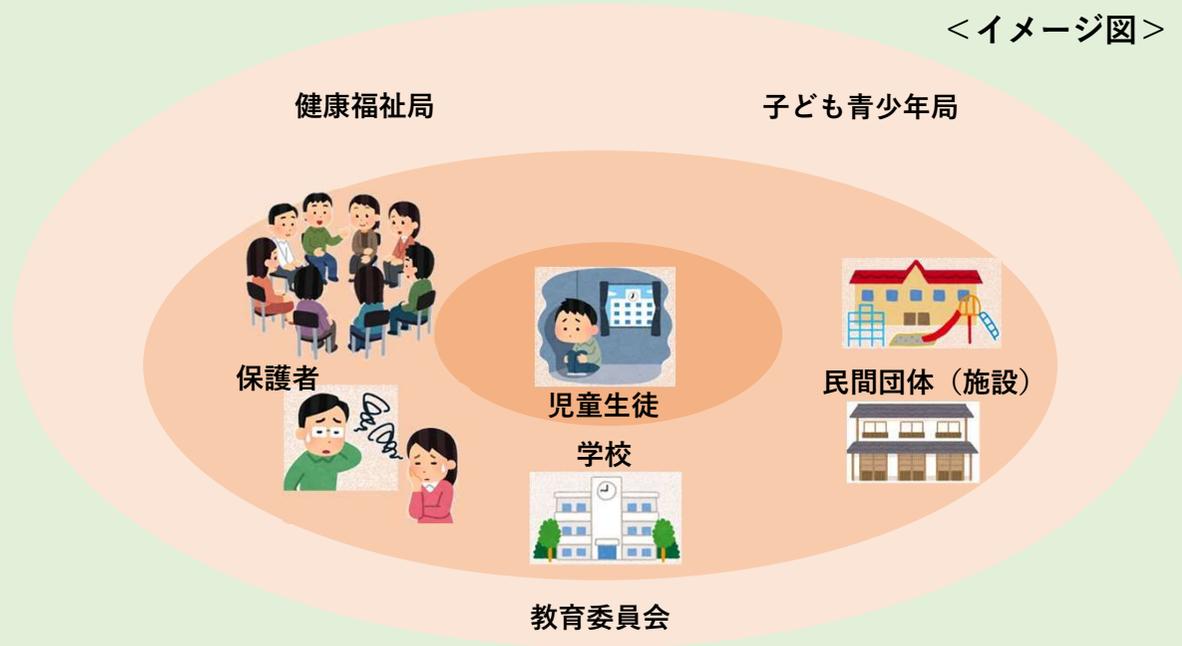
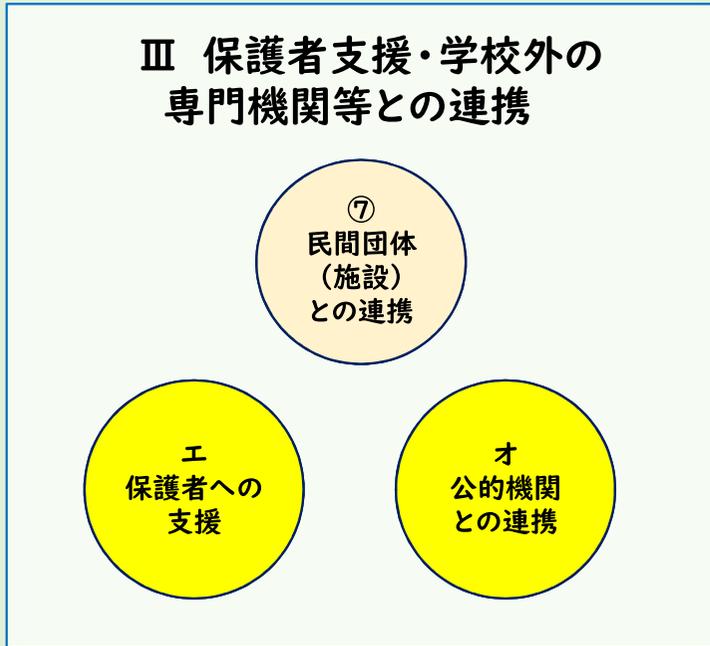
#### ・教育と福祉の連携強化

- 部局を超えた連携を推進する（情報共有や取組の棲み分け、支援メニューの整理など）。
- 実施している支援について学校が理解を深めるとともに、学校が福祉の専門職と連携して、児童生徒や保護者、家庭に必要な支援が届くようにする。

# Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

## 三つ目の柱のまとめ

<イメージ図>



キーワードは『つながる』



保護者同士  
民間団体(施設)と教育委員会及び学校  
教育委員会、子ども青少年局、健康福祉局等の公的機関

支援者、支援団体、支援機関がつながることが大切  
(サポート、相互理解、協力、協働など)

大前提として



支援側は児童生徒を中心につながることが大事

児童生徒を中心に据え、抱えている悩みや不安、困り感など、児童生徒一人一人の気持ちに寄り添うことが何より大事である。



# 総括に向けて

## その他有効な不登校児童生徒支援

○ これまで実施してきた不登校児童生徒支援につながる事業等を引き続き実施していきます。

① 豊かな心を育む学校づくり

- ・ 夢と命の絆づくり推進事業

② 学習支援

- ・ 子どもの未来応援講師
- ・ 不登校対応支援講師

③ 出席扱い、学習評価

- ・ 不登校児童生徒の出席及び評価の在り方等について
- ・ 不登校児童生徒の評価の在り方について

④ キャリア教育

- ・ キャリアナビゲーター
- ・ キャリアタイム

⑤ 特別支援教育

- ・ 発達障害通級指導教室
- ・ 発達障害対応支援員
- ・ 学校コンサルテーション
- ・ 発達障害対応支援講師
- ・ 特別支援教育のための専門家チーム

⑥ 日本語教育

- ・ 日本語教育相談センター
- ・ 日本語通級指導教室
- ・ 母語学習協力員
- ・ 初期日本語集中教室
- ・ 日本語指導講師

⑦ 教育相談

- ・ 学校生活アンケート
- ・ 学校コンサルテーション
- ・ SCによる小4・中1全員面談

⑧ 生徒指導

- ・ なごやINGキャンペーン
- ・ インターネット上におけるいじめ等防止対策
- ・ 自殺予防教育など